

8.その他

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	問題提起者からのコメント	所管省庁からのコメント	備考
3.その他						
2 (景品規制)	公取 20602 31801	景品規制に関しては、平成7年度中に、百貨店業者が行う景品付販売に係る公正取引委員会告示及び事業者景品告示の廃止並びにオープン懸賞告示、懸賞景品告示及び総付景品告示に係る上限金額の引上げを行うとの方向で見直すとともに、規制される景品の範囲等規制内容の明確化を図る。引き続き、個別業種の景品規制(告示・公正競争規約)について、必要な見直しを図る。	懸賞景品告示に係る上限金額の引上げ、総付景品告示に係る上限金額の撤廃、事業者景品告示の廃止、百貨店業における特定の不公正な取引方法第8項の削除、オープン懸賞告示に係る上限金額の引上げ及び規制対象範囲の縮減・明確化を行うための景品規制の一般規定に係る関係告示及び運用基準を改正し、平成8年4月1日から実施した。この一般規定の見直し・明確化に引き続いて、29の業種別告示についても見直しを行い、24業種についての告示の廃止、5業種について告示の改正を行った。また51の景品に関する公正競争規約についても、業種別告示の廃止等にあわせて、49規約について一般規定の内容に即した見直しを行った。残る2規約(新聞業、出版小売業)についてもできる限り速やかに見直しを行う。	景品規制を定期的に見直す手続きの確立及び、オープン懸賞上限金額の撤廃を図るべきである。 [在日米国商工会議所]	景品規制に関しては、経済社会情勢の変化等に鑑み、公正な競争の確保・促進を図っていく等の競争政策の観点から従来より見直しを行ってきている。最近では平成8年4月に景品規制の一般規定を見直し、これに引き続き業種別の告示・公正競争規約の見直しを行った。景品規制の見直しは、上記観点から、各業態の動向も踏まえつつ、その必要性に鑑み適宜行われるべきもので、現時点で、景品規制全般につき定期的に見直す手続を確立する必要性はないと考える。オープン懸賞の上限金額に関しては、我が国経済の実態に即し、公正な競争を阻害するおそれのある場合に景品提供を規制するという我が国の競争政策の観点から、必要な範囲内の規制となるよう見直しを行っており、現時点においてオープン懸賞の上限金額を撤廃するのは不適當であると考えている。	

8.その他

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	問題提起者からのコメント	所管省庁からのコメント	備考
4 (競馬の馬主登録に関する規制緩和)	農 20603 41804	馬主登録について、日本中央競馬会が、外国関係団体等の意見の聴取や諸外国の制度の調査を行った上、いかなる方法により海外居住者に対し国内居住者と同程度の適切な審査を行いつるのかを速やかに検討するよう 促す。	平成7年4月、左記措置を実施。これを受けてJRAは、平成10年3月、我が国競馬の公正確保を前提とし、すべての国際交流競走を対象とした馬主登録制度を創設(平成11年1月から実施予定)し、円滑かつ継続的な海外居住者の馬主登録を可能とした。同時に、JRAは、平成7年以降、意見交換等を通じて、オーストラリア及びニュージーランドの競馬関係者と相互の理解と交流を深めている。	新たな馬主登録制度について、平成11年1月から実施予定であるが、調査から実施までに時間がかかり過ぎである。[オーストラリア大使館]	海外居住者の馬主登録については、日本中央競馬会において、プロジェクトチームを設置(平成7年4月)し、いかなる方法により国内居住者と同程度の適切な審査を行いつるかを検討するため、海外の主要競馬国の制度等を(平成7年9月～9年5月にかけて10ヶ国)調査した。その結果、各国の競馬の歴史的成り立ちや競馬に対する国民の意識の違い等から、各国の制度の実態に大きな差異がみられ、更なる調査・検討(計12回のプロジェクトチーム検討会を実施)に時間を要した。	